

検討資料⑩

関係WG等の議論を踏まえた 総則の在り方について②

関係WG等での議論を踏まえた総則の在り方について

- 学習指導要領総則は、各教科等に共通する事項や、各教科等に該当しない事項等について示しているが、事柄の性質や専門性に応じて、具体的な在り方を別途関係するWGや有識者会議等において議論しているものがある。
- 当該WGや有識者会議においては、各分野における専門性の高い委員が分属し集中的な議論を行っていることから、それぞれの会議での議論を十分に踏まえつつ、総則の在り方を検討していく必要がある。（項目が多岐にわたるため、本日と次回以降の会議で分割して議論）
- 一方、それぞれのWGの検討成果の全てを子細に総則に盛り込むこととすると、総則の肥大化を招くとともに、実現可能性の観点から課題が生じるおそれもあるため、**総則本体には基本的な趣旨や方針を記載するにとどめ、実践の具体に係る部分は解説や参考資料に回すといった考え方を基本とすべき**ではないか。

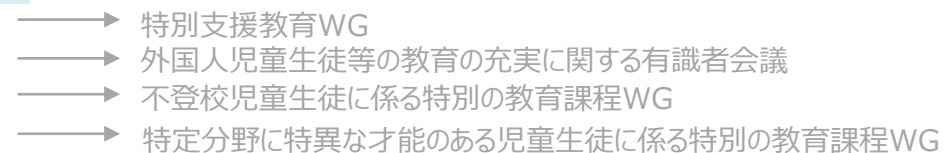
現行第4 1. 児童生徒の発達を支える指導の充実 関係

- 学級経営、児童生徒の発達の支援
- 生徒指導の充実



現行第4 2. 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導 関係

- 障害のある児童生徒などへの指導
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導
- 不登校児童生徒への配慮
- 特異な才能のある児童生徒への指導



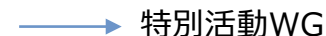
現行第2 学校段階等間の接続 関係

- 学校段階等間の接続（特に幼小連携）



現行第4 1. 児童生徒の発達を支える指導の充実 関係

- キャリア教育の充実



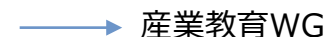
現行第6 道徳教育推進上の配慮事項 関係

- 道徳教育推進上の配慮事項



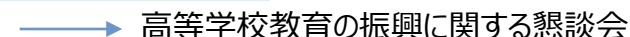
現行第2款 教育課程の編成 関係（高等学校学習指導要領のみ）

- 専門教科・科目の履修



現行第2款 教育課程の編成 関係（高等学校学習指導要領のみ）

- 通信制の課程における教育課程の特例



本日の検討項目

次回以降検討

1

児童・生徒の発達を支える指導の充実 (キャリア教育)

特別活動WGでの議論を踏まえた総則の在り方について（キャリア教育）

中学校学習指導要領総則

第4 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

（特別活動WGでの議論の状況）

- キャリア教育に関しては、各教科等の役割分担や、取組の意義・目的を一層明確にして更なる充実に繋げる観点から、以下について議論。
 - ① キャリア教育を通じて育む力として位置付けられてきた「基礎的・汎用的能力」について、「学びに向かう力・人間性等」の整理に照らして要素を例示し、学校現場にとってより分かり易い形で伝えること（基礎的・汎用的能力の在り方については、今後検討）
 - ② キャリア教育で各教科等が果たす役割について、
 - ・ 特別活動が各教科等の学習の見通しを立て、振り返りながら、新たな学習への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする「要」の役割を果たすこと
 - ・ 各教科等が社会や職業とのつながりを意識した学び等を通じてキャリア教育の実践の場としての役割を果たすこと（例えば総合は興味・関心に基づく課題の探究、家庭科はライフキャリア、社会科は主権者教育とも関わってキャリア教育を実践）
 - ③ キャリアパスポートについて、デジタル学習基盤の整備や実行可能性等を総合的に勘案し、以下のとおり見直すこと
 - ・ 「キャリア・パスポート」が本来目指した学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする活動に立ち返り、特定的手段に限定することなく、現場の創意工夫を発揮する形に進化させること（「キャリア・パスポート」の例示資料を廃止）
 - ・ 総合や、各教科のパフォーマンス課題の成果などについて、キャリア教育の観点から、特別活動においてデジタル学習基盤を活用しつつ俯瞰的に振り返るような発展的な取組について、解説などで整理すること
 - ・ 蓄積や引継ぎはクラウド上などで個人管理で行うことを基本とし、学校間の引継ぎは求めないこととし、学校種を越えた見直し、振り返る活動につなぐこと

（総則の在り方）

- キャリア教育については、総則については現行の記載を踏襲することを基本としつつ、特活WGの議論について、解説等で具体化して示すことについてどのように考えるか。特に、社会や職業とのつながりを意識した各教科等の内容の更なる改善・構造化の方向性も含め、各教科等が果たすキャリア教育における役割をより分かりやすく示すこととしてはどうか。

「学びに向かう力・人間性等」を踏まえたキャリア教育を通じて育む力

- 「基礎的・汎用的能力」の各要素は、「学びに向かう力・人間性等」の新たな整理と重なりが多いことを踏まえ、「**学びに向かう力・人間性等**」の各要素に**基礎的・汎用的能力を照らし合わせて「育む力の要素」を例示**することで、各教科等を通じて育む資質・能力と整合させた整理が可能になるとともに、学校現場にとって**より分かり易い形で伝えることができる可能性**について、どう考えるか。
- その上で、幅広い概念が多岐にわたる「力」として列挙されている「基礎的・汎用的能力」については、社会状況の変化等も踏まえつつ、学習指導要領が掲げる資質・能力とのシンプルで分かり易い整理を含め、今後、その在り方を検討することとしてはどうか。

【キャリア教育で涵養される4要素】

＜基礎的・汎用的能力＞

1. 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて、自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力 (①)

2. 自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき**主体的に行動する (②)**と同時に、**自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする力 (③)**

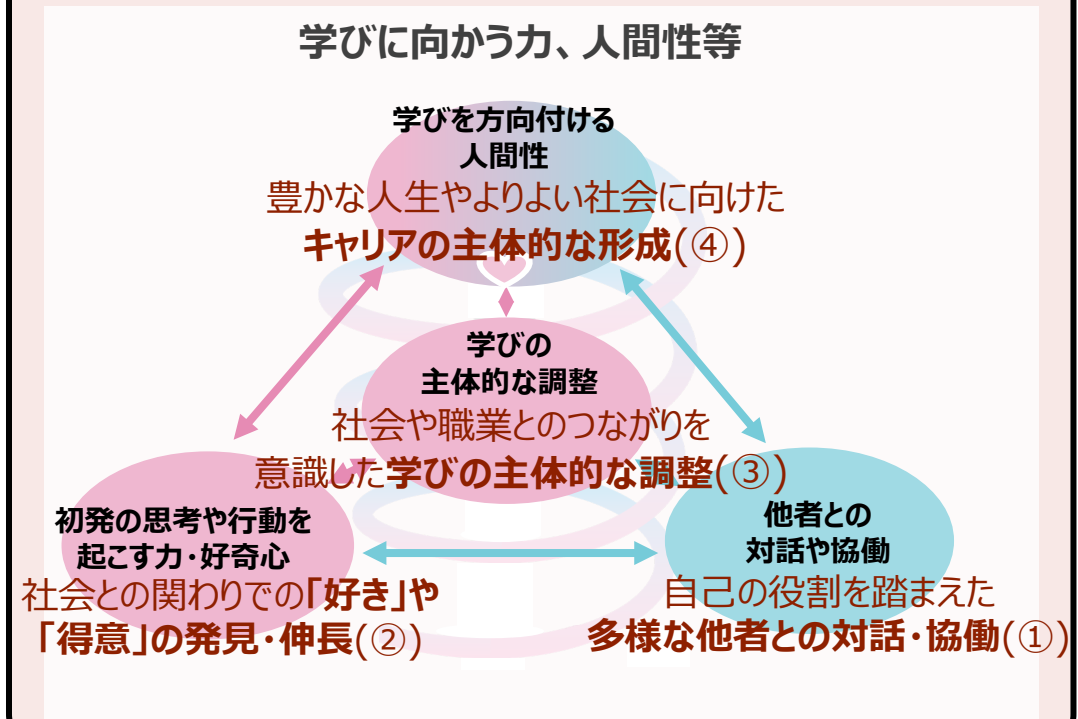
3. 課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、**適切な計画を立ててその課題を処理**し、解決することができる力 (③)

4. キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、**自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力 (④)**

基礎的・汎用的能力に照らした キャリア教育を通じて育む力の要素の例

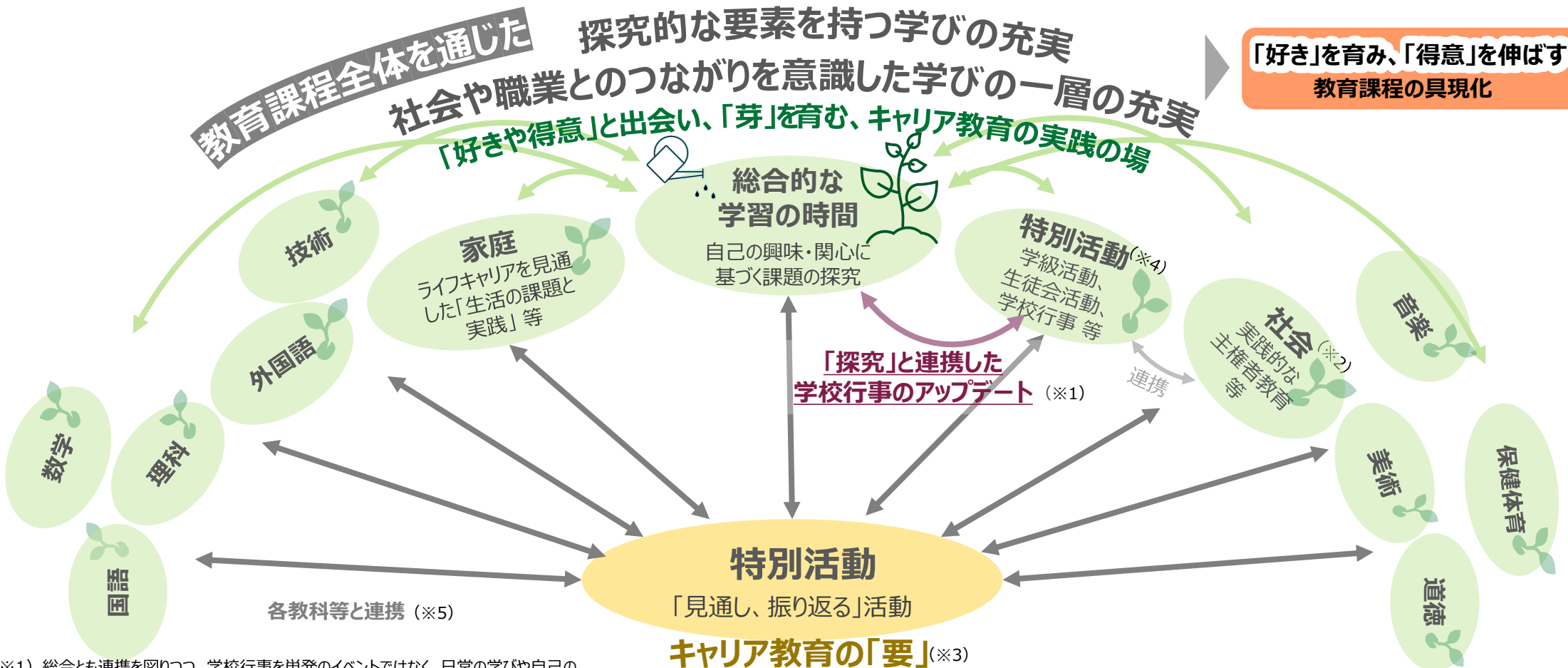


※ 各教科で育む資質能力との関係を捉え易くする観点から上記の要素を示しているが、キャリア教育で育む力としては、知識・技能や思考力・判断力・表現力も観念できることに留意

各教科等におけるキャリア教育の全体像の再整理

● **総合的な探究の時間にキャリア教育を実施**しているとの学校現場の受け止めがあることや、**各教科等**で育む資質・能力について「**広く社会において、いつ、どのような文脈で活用できるのか**」を共通で重視する議論がされていること等を勘案し、以下のとおり、役割分担を含むキャリア教育の全体像を整理してはどうか。

- **特別活動**：各教科・科目等における学習の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする**キャリア教育の「要」**の役割（学級活動、児童会・生徒会活動や学校行事等を通じて**実践**する役割も担う）
- **各教科等**：探究的な要素を持つ学びの充実や社会や職業とのつながりを意識した学びの一層の充実、学びに向かう力・人間性等の育成等を通じて**キャリア教育の実践の場**としての役割（「**好きや得意**」の「**芽**」を育てることを含む）
 - **特に総合**：実社会との関わりの中で、**自己の興味・関心に基づく課題を探究**することを通じて、キャリア教育を実践
 - **特に家庭**：結婚や子育てその他**ライフスタイルも含めた生涯設計**について、職業選択やワークライフバランス等との関連を図りながら、主体的に考え見通しを持たせる、**ライフキャリアに関わる教育**を実践
 - **特に社会**：子供主体の実践的な活動や外部機関等との連携を含む**主権者教育**を実践（※）これらは例示であり、各教科等の特質に応じて、多様なキャリア教育の実践の在り方があることに留意。



(※1) 総合とも連携を図りつつ、学校行事を単発のイベントではなく、日常の学びや自己の興味・関心と社会とをつなぐものとして位置付け、キャリア教育の機能を強化する等

(※2) 特に高校の「公共」では、「キャリア教育の充実の観点から、特別活動などと連携し、自立した主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる」とされている

キャリア教育の「要」(※3)

(※3) 各教科等と連携し、学校教育全体を通じたキャリア教育を補充、深化、統合し、将来との関わりでの「意思決定」につなぐ役割を担う

(※4) 特別活動は「要」としての役割のほか、「社会創造」に関わる活動等を通じて実践とも関わる

(※5) 中学校段階の教科等名を表記しており、表記の大きさ等によって優劣や程度の差があるものではないことに留意

「キャリア・パスポート」のねらいの具現化に向けた見直し①(イメージ)

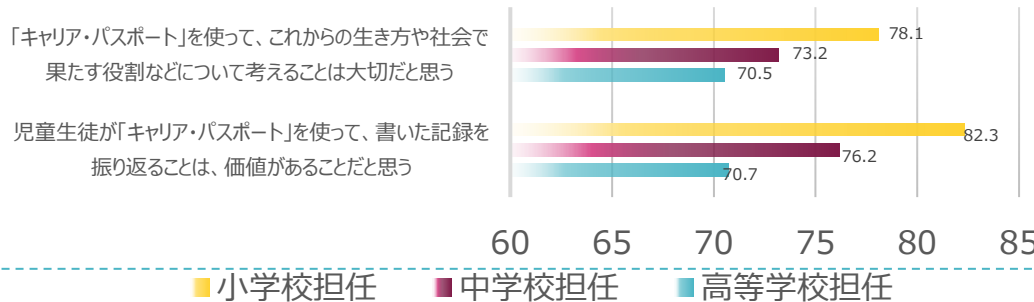
現行

小学校学習指導要領 特別活動 学級活動の内容の取扱い (中学校、高等学校、特別支援学校においても、概ね同様)
…指導に当たっては、学校、家庭、及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

「キャリア・パスポート」とは H31事務連絡において、学習指導要領に示された「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と称することとした上で、「キャリア・パスポート」の定義を「児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ」と整理。その際、学校等における「キャリア・パスポート」作成の負担軽減の一助とするため、様式例(例示資料)を示し、これを参考として、各地域・学校の実情に応じた教材の作成等を促してきたところ。

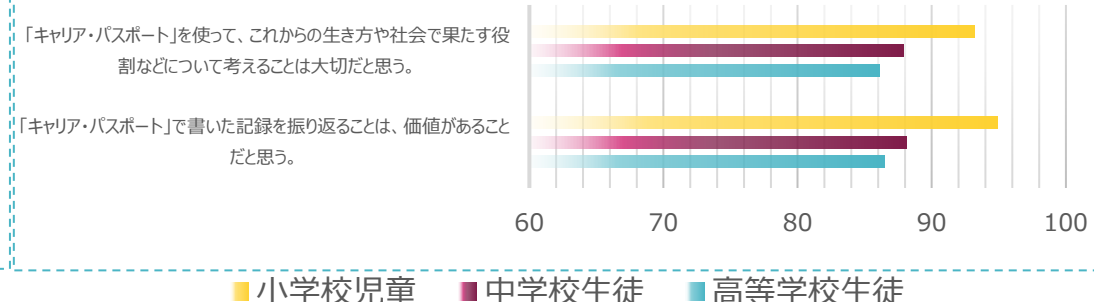
教師からは、一定の評価(※)

学級担任



児童生徒は、見直し振り返る活動に価値を見出している(※)

児童生徒



(※令和7年度キャリア教育に関する総合的研究 第一次報告書の図Ⅲ-3-12、Ⅲ-6-28、Ⅲ-9-40より事務局にて作成)

しかしながら
次のような課題

例示資料が、キャリア・パスポートの認知・普及に寄与した一方で、例示資料に基づくワークシートの作成や、決められた方式での教材の蓄積のみに主眼が置かれている面があり、何のために作成しているのか、その活用目的についての理解が広がっておらず、手段が目的化し、形骸化につながっているとの指摘。

⇒本来のキャリア教育に求められている見直し・振り返り活動に、十分に繋げていくことが重要。

また、以下のような
状況を踏まえる必要

- **デジタル学習基盤の整備**により、各教科等を含めた様々な活動の記録や振り返りの記録を、多様な形式で保存したり、活用したりすることが可能となる中、「キャリア・パスポート」という**特定の手段に依拠する必然性**が薄まってきていること
- 「**主体的な社会参画に関わる教育の改善**」を今次改訂の論点の1つとしていることとも相まって、各教科等で検討中の「**高次の資質・能力**」において、「**個別の資質・能力を学ぶことの意義**」や、「**それを広く社会において、いつ、どのような文脈で活用することができるのか**」を重視するなど、社会やキャリアとのつながりを意識した指導を各教科等においても一層重視することとしていること

現行

小学校学習指導要領 特別活動 学級活動の内容の取扱い (中学校、高等学校、特別支援学校においても、概ね同様)
…指導に当たっては、学校、家庭、及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

見直し

形式にとらわれた「キャリア・パスポート」の活動から脱却。「キャリア・パスポート」が本来目指した学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする活動に立ち返り、特定的手段に限定することなく、現場の創意工夫を発揮する形に進化。

【具体的な変更等の方向性】

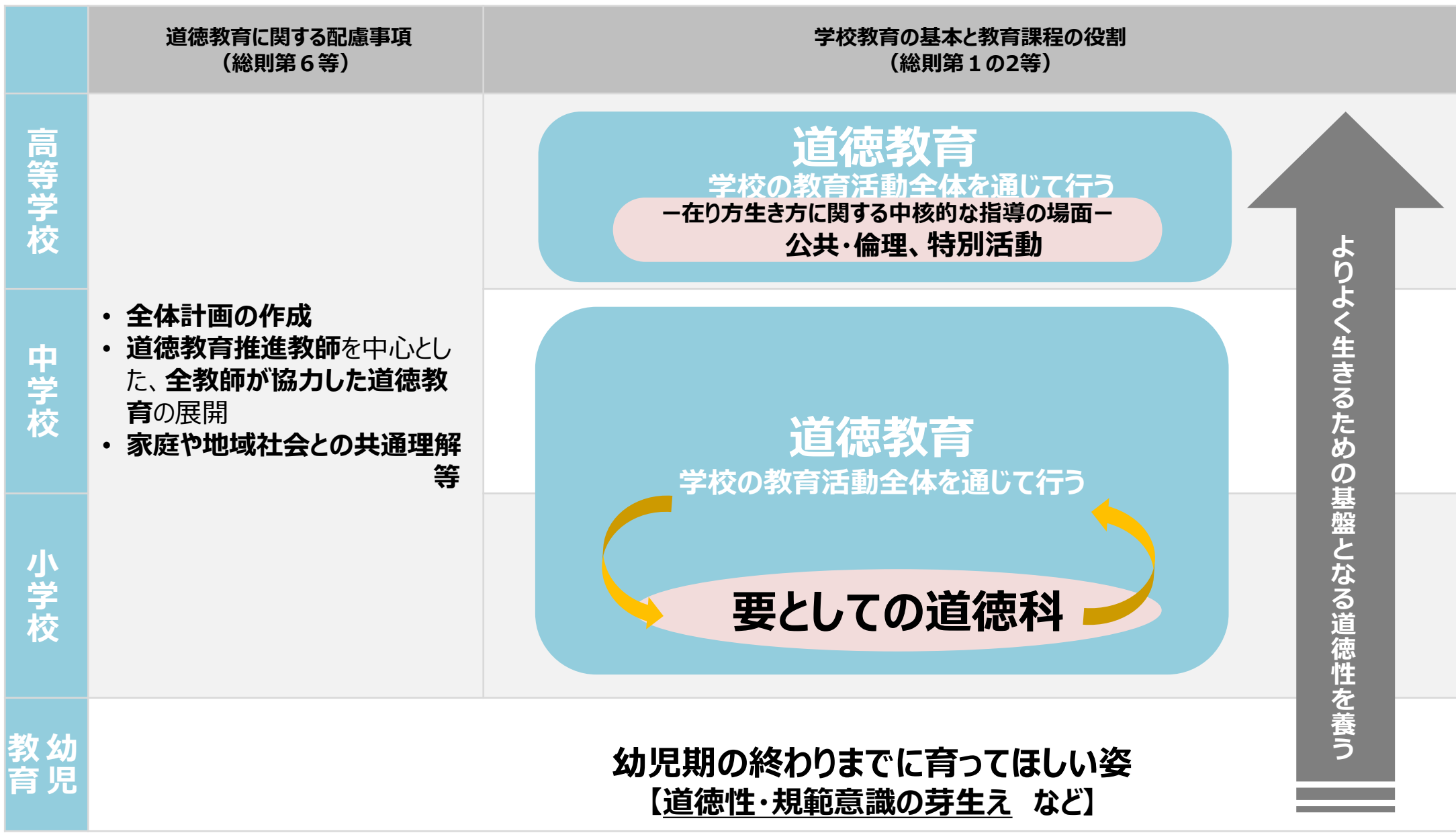
- ① 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等に関しては、現場の創意工夫を生かしたキャリア教育の実践が行われるよう、現行の事務連絡に基づく「例示資料」を廃止し、「見通し・振り返り」に資する現場の実態に合った多様な取組へと進化させる。各学校における創意工夫の発揮を促す方向を明確化し、その上で、各学校が、取組の検討の参考とできるような、一定の簡素化された多様な取り組み例などは、指導資料などにより示していくことを検討。
- ② その際、各学校のキャリア教育が一層推進するよう、総合や、各教科のパフォーマンス課題の成果などについて、キャリア教育の観点から、特別活動においてデジタル学習基盤を効果的に活用しつつ俯瞰的に振り返るような発展的な取り組みについて解説などで整理することとする。
- ③ その上で、本来の目的である「学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする」というメッセージをシンプルに発信。デジタルを含む多様な取組を想定する中、紙での蓄積や引継ぎが難しくなることや、学校の負担感も踏まえ、蓄積や引継ぎについては、クラウド上などでの個人管理で行うことを基本とし、学校間の引継ぎは求めないこととした上で、学校種を越えた見通し、振り返る活動につなぐ。

※系統的なキャリア教育実施の好事例等については、別途検討を深める。

2

道徳教育推進上の配慮事項

各学校段階を通じた道徳教育のイメージ（現行）



(現在の総則の記載)

小学校学習指導要領総則 ※中学校も同様

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、**特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行う**ものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

高等学校学習指導要領総則

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、**人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図る**ものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、**道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。**なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、**学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。**

2 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、**各学年段階においては、次の事項に留意すること。**

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

○第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、**道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。**なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、**指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。**

2 道徳教育を進めるに当たっては、**中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。**また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

(道徳WGでの議論の状況)

- P12～13参照

(総則の在り方)

- **道徳教育に関する総則の記載については、現行の記載を維持することを基本とした上で、高校の総則については、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」について、特別活動と公民科（公共、倫理）に加え、総合を新たに位置付けるというWGの議論を踏まえた示し方とすることについてどのように考えるか。**

議論の前提

【総則記載事項に関わる経緯】

- 小中学校における「道徳の教科化」に伴い、総則に掲げる「道徳教育の目標」と「道徳科の目標」が同一であることが分かり易いように見直しを行った。
- また、道徳教育の充実の観点から、「第6 道徳教育に関する配慮事項」（高校においては第7款）を新設し、以下の事項等について明記。
 - ✓ 高校においてH20年に記載された「全体計画」について、小中学校においても総則に位置付けること
（※）小中学校の「道徳の時間」には、H元年改訂より全体計画について記載。
 - ✓ 全体計画の作成にあたり、学校の道徳教育の重点目標を設定すること（高校においては、指導の方針や重点を明らかにすること）
 - ✓ 道徳教育推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を小学校～高校に新たに位置付けるとともに、当該教師を中心として、全教師が協力して道徳教育を展開すること
 - ✓ 小学校～高校を通じて、豊かな体験を充実するとともに、道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにすることや、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること

【高校の道徳教育に係る経緯】

- 上記に加え、前回改訂では、全体計画の作成にあたって、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」であることに配慮することを明記。
- また、小中学校と高校との接続に関し、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた「4つの視点（※）」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意することを明記。
（※）主として A 自分自身, B 人との関わり, C 集団や社会との関わり, D 生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

【検討の方向性】

- 論点整理やこれまでの道徳教育の成果・課題を十分に踏まえつつ、「『考え、議論する道徳』への転換」のフェーズから、「『考え、議論する道徳』の実装」のフェーズに移行するものとする、今次改訂の考え方を踏まえ、現行指導要領の骨格は維持するとの考え方に立ち、総則の記載については、現行の記載を維持することを基本とした上で、具体の改善点を検討してはどうか。

具体的論点（案）

1. 高校の道徳教育の改善に向けた見直し

（「中核的な指導の場面」への総合の追加）【補足イメージ1】

- H30年改訂において、高校における道徳教育の全体計画の作成にあたり、**公民科（公共、倫理）及び特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」**であることに配慮することが示された。
- また、**総合の目標でも、「自己の在り方生き方についての考えを深める」ことを示しており、実態としても、各学校が定めることとしている道徳教育の全体計画で総合を位置付けている場合も多い**との指摘がある。
- 更に、道徳、総合、特別活動の各WGでは、「生きた課題」に取り組む特質を有している**「総合」と「特活」を、よりよく生きるための基盤としての道徳性の発揮が期待される、道徳教育の「実践の場」と考えることについて議論してきた。**
- こうした現行の規定及び実態、今回の各WGでの審議を踏まえ、**高校の総則で示している「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」について、特別活動と公民科（公共、倫理）に加え、総合を新たに位置付ける**こととし、より一層、実態に即した形で道徳教育を進めていくこととしてはどうか。

（※）例えば総合において、社会における相互理解や公正性についてテーマにする場合や、「研究系」の探究を進めるにあたって研究倫理を取り扱うことも各学校の判断により考えられるが、そうしたことも含め、総合において、「自己の在り方生き方」についての考えを深める学びを一層推進していく過程で、道徳教育の一環としての機能を果たすことが期待されることを確認的に位置付けるもの。このため、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」に総合を位置付けたとしても、個別に道徳教育の指導のための時間をかける必要があるものではないことに留意。（小中学校も同様）

（全体計画）

- 現行指導要領上、**高校における全体計画**の作成にあたっては、生徒や学校の実態に応じ、**「指導の方針や重点」を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすることとしている。**しかし、**小中学校において「重点目標」としていることとの違いが必ずしも明確ではないとの指摘や、高校の実態として、全体計画における「方針や重点」を「重点目標（資質・能力）」として記載している学校も多い**との指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、小～高校の道徳教育の接続と、学校現場にとって分かり易い改善を図る観点から、**高校においても、全体計画で「重点目標」を記載するなど、小・中・高の規定に連続性**を持たせてはどうか。

2. 初等中等教育全体を通じた道徳教育の改善

（道徳教育推進教師）

- H30年改訂において総則に新たに位置付けられた「道徳教育推進教師」について、過半数の小中学校が「道徳教育の諸計画の作成」、4割以上の小中学校が「道徳教育の情報提供や情報交換」に重点を置いて取り組んでいるとの調査結果がある一方、高校を含め、必ずしもその役割について十分な共通理解が図られていない実態についての指摘がある。（※）小中学校の「道徳の時間」には、H20年改訂で推進教師について記載。
- このため、各学校における創意工夫による多様な実践を支える観点から、**道徳教育推進教師としての役割や取組、過度な負担なく取り組める優れた実践事例等について、国として参考となる資料等を提供することとしてはどうか。**



(道徳WG) 資質・能力の構造化等に関連する検討のポイント

1. 目標・内容の構造化等のポイントについて

- 道徳科の目標について、人格そのものに働き掛け、道徳性を養うことを目的とする道徳教育の特質を踏まえ、引き続き、道徳科で育む資質・能力について、観点別の目標は定めないことと整理
- 道徳科の見方・考え方については、示すべき要素（教科等を学ぶ本質的な意義の中核）が目標に含まれていることから、引き続き、目標とは別に見方・考え方を示すことはしない方向で検討
- 高次の資質・能力については、道徳科の特質から「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」の深まりを観点別に可視化することに馴染まないことや、道徳科の内容項目は、児童生徒自らが道徳性を養うための手掛かりとなるものであり、育成すべき資質・能力を直接的に記載したものではないことを踏まえ、道徳科において高次の資質・能力は定めない方向で整理
- 内容の表形式化については、内容の全体構成を構造的に把握し易くする観点からの表形式化について検討

2. その他の重要論点について

- 今次改訂では、「『考え、議論する道徳』への転換」のフェーズから、「『考え、議論する道徳』の実装」のフェーズに移行することを検討の方向性とし、「読み物教材の登場人物の心情理解に偏った授業になりがち」「教科書の発問例に頼った授業など、型にはまった予定調和的な授業になりがち」といった課題を踏まえ、以下について検討
 - 道徳科における「深い学び」のイメージとして、①多面的・多角的な見方へと発展すること（多面化・多角化）、②自身との関わりで道徳的価値の理解が深まること（自我関与）を提示
 - 発達の段階を踏まえつつ、1つの教材を複数コマで取り扱うことで、「じっくりと深く学ぶ」道徳科の学びを一層推進（この中で、価値の対立を含む「問題解決的な学習」や「体験的な学習」等も推進）
 - 教師の指導力の向上等の観点から、留意点を示した上で、学校の実態に応じ、教師が交代で学年を回って授業を行う方策（「チームで行う道徳授業」）の導入が可能であることを明示

3

専門教科・科目の履修（高等学校）

(現在の総則の記載)

【現行】高等学校学習指導要領総則

第2款 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び単位数等

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

(2) 各教科・科目の履修等

イ 専門学科における各教科・科目の履修

(ア) 専門学科においては、専門教科・科目（中略）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

(7) キャリア教育及び職業教育に関する配慮事項

エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

(イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるように留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

(産業WGでの議論の状況)

- 産業WGでは、市場環境が絶えず急激に変化する時代にあつて、職業人として多様な課題に対応できる探究的・実践的な力を育成するための学びの積み重ねをできるようにしていくため、AIやデータサイエンスに関する内容の充実を図りつつ、「指導項目」ベースで示されている現行を抜本的に見直し、資質・能力ベースに改める方向で検討している。
- こうした検討に加え、総則に記載されている事項との関係においては、以下のような検討が行われている。

<専門教科・科目による必修修科目の代替について>

- 当該規定を活用し、現在多くの職業に関する専門学科において、各教科の情報に関する科目の履修により、「情報Ⅰ」の代替が行われている。
- 指導内容の重複を避け教育内容の精選を図ろうとするものであり、代替の規定自体は妥当なものと考えられるが、特に情報活用能力については抜本的な向上に向けた検討がなされており、今後代替を行おうとする高校において、安易な代替が行われないような工夫を行う必要。
- そのため、以下の方向性で検討を行うこととする。
 - 現行においては「同様の成果が期待される場合」に代替が認められると規定されているが、解説等において代替する場合の配慮事項を更に示していく。
 - 解説では代替可能な科目の例示として、「各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」と代替することが考えられる」とされているが、当該例示の記述を見直す。

<ホームプロジェクトについて>

- 当該規定は、教育課程と連携を図りながら行われる「ホームプロジェクト」のうち、「家庭等における実習」の一部を授業時間に充てることを許容するものである。
- 現在「ホームプロジェクト」の実施方法や実施形態は多様であり、「ホームプロジェクト」ということのみをもって授業時数に充てることのできるとする現行の規定の適否を慎重に検討する必要がある。
- この点、現行までに平成10年に設置された「課題研究」など、実践的・探究的な学習を行う土台が整備されてきており、当該科目と関連させその一部として実施されている実態もあることや、今次の改訂の議論における単位制の柔軟化の中で、多様な活動を学校設定科目等として細やかに単位として認定することが可能となる方向性も示されている。さらに、学校外における実習等を、一定の要件のもと単位認定ができる制度も設けられている。
- 以上のことから、「ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることのできる」とする規定を削除することとし、必要な場合には関連する科目や学校外の学修の単位認定等により、単位として認めていく方向で検討。

(総則の在り方)

- 産業WGでの議論を踏まえた総則及び同解説の見直しを行うことについてどのように考えるか。

③情報活用能力の育成強化に向けた、必履修教科・科目の代替の在り方について

- 現行の高等学校学習指導要領総則には、専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修に替えることができるとの規定があり、同解説において、代替の例示として「各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報 I」と代替することが考えられる」とされている。

- こうした規定を活用し、現在、多くの職業に関する専門学科において、各教科の情報に関する科目の履修により「情報 I」の代替が行われている。

【参考】代替の状況（「令和7年度公立高等学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」より）
各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報 I」と代替している。
全日制：82.4% 定時制：98.2% 通信制：50.0%

- 学習指導要領総則における代替の規定自体は、指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、妥当なものと考えられるが、現在、次期学習指導要領の改訂に向けて、特に情報活用能力や「情報 I」の内容については、情報・技術WGにおいて、例えば、

- ・ 小学校から高等学校まで、情報活用能力として育成すべき資質・能力の体系的・系統的な整理
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育やデジタルスキル標準への円滑な接続ができる内容の指導

等の抜本的な向上に向けた検討がなされていることも踏まえ、次期学習指導要領において、当該代替規定の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう示し方を工夫する必要があるのではないかと。

- その際、特に、今後代替を行おうとする高校において、安易な代替が行われないよう、また一方で当該規定を活用しやすくなるような工夫等を行う必要があるのではないかと。

具体的な方向性と論点③

- 今後代替を行う高校において、安易な代替が行われないよう、また一方で当該規定を活用しやすくなるよう、学習指導要領に示す「同様の成果が期待される場合」や、同解説に示す「機械的に代替が認められるものではない」ということに関し、配慮事項等を示すことはできないか。
- 当該規定は、必履修教科・科目の代替であり、従前どおり「同様の成果が期待される」ことを前提として、以下のとおり整理してはどうか。

- ✓ 代替の目的は、指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図るものであること。
- ✓ 代替を行う場合には、代替元の必履修教科・科目の目標を満たすものであること。
- ✓ 代替しようとする必履修教科・科目の内容（一部又は全部）が教育課程全体で適切に取り扱われていること。
- ✓ 代替先の単位数が代替元の単位数を下回らないこと。

- 加えて、「情報 I」については、情報・技術WGにおいて、小学校から高等学校まで、情報活用能力として育成すべき資質・能力を体系的・系統的に整理しており、仮に代替しようとする場合においても、こうした体系的・系統性に十分に配慮する必要がある。

- さらに、「情報 I」は、情報技術の加速度的な進化に対応した指導内容の刷新を図る観点から、教科書検定のサイクルを念頭に置きつつ、学習指導要領解説の一部改訂をタイムリーに行うことが検討されていることから、こうした科目ということを前提に、今後解説における科目代替の例示として示すこと自体をどのように考えるか。

- 学習指導要領総則においては、農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たって、各教科・科目の10分の2以内の時間数であれば、ホームプロジェクト（家庭実習）として、生徒に家庭等において実習させること（授業時間数としてカウントすること）を許容しているが、こうした規定の在り方についてどのように考えるか。

【ホームプロジェクトについて】

- ホームプロジェクトは、高等学校学習指導要領において昭和35年当初より同趣旨の規定（当時は「家庭実習（ホームプロジェクト）」と表記。）がなされており、その内容は、学校での学習の予習や復習（宿題）や学校で学習したことを家庭で再現することではなく、活動に当たっては「1. 目的を立てること」「2. 目的を達成するための計画を立てること」「3. 計画に従って実行すること」「4. 実行の結果を検討すること」とされるなど、実践的・探究的な学習活動の一つとして行われてきた。

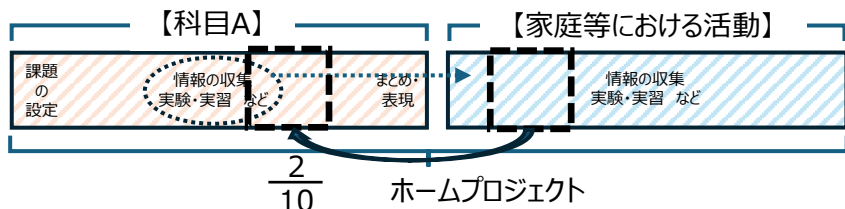
（出典：家庭科はどう改訂されたか（昭和35年 教科調査官著））

- また、農業科におけるこれまでの運用例としては、関連の深い科目に「ホームプロジェクト」の時間を設け、「家庭でホームプロジェクトを行っている者は原則として家庭に帰り、学校農場を借りてホームプロジェクトに代わる学習を行っている者は、学校農場で個人プロジェクトを行う。」といったことを前提に活動が行われてきた。

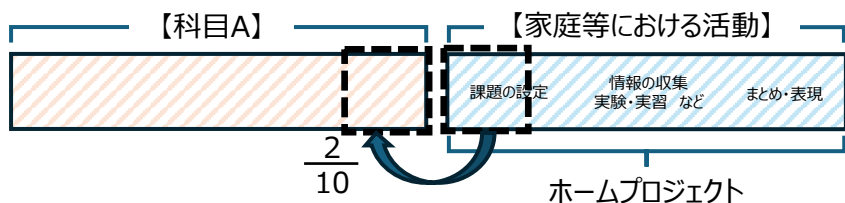
（出典：高等学校学習指導要領農業科編（試案）（昭和24年 文部省））

- 現在は、各学校において教育課程の内外を問わず、生徒の家庭における探究的な学習全体を「ホームプロジェクト」と呼び実践し、様々な取組が展開され、その実態は一様ではないが、例えば以下のようなイメージが考えられる。

（イメージ①）教育課程に位置付けて関連させながら実施する例



（イメージ②）教育課程外の活動として実施する例



- ホームプロジェクトは、教育課程との連携を図りながら行われることで、教科・科目の学習効果を上げることが期待されるものであり、（イメージ②）のような取組の場合、単なる家庭実習が授業時間として組み込まれてしまう恐れもある。

【現行学習指導要領総則の規定】

第1章総則第2款3（7）エ

- （イ） 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てること。

（学習指導要領解説総則編）

ホームプロジェクトは、教科の内容に関係する課題を農業や水産業、家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。

したがって、専門教科の農業科、水産科及び家庭科の各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトを活用して学習の効果を上げることが望ましい。

ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てること。この規定は、各教科・科目の授業時数のうちホームプロジェクトとして生徒に家庭等において実習させてもよい許容を示すもので、例えば4単位の科目においては、28単位時間（140×2/10=28）までホームプロジェクトに充てることのできることを示している。

方向性

- 各教科・科目の学びは、ホームプロジェクトとの効果的な連携を図ることで、より充実するものであり、これまで農業科や水産科、家庭科で行われてきたホームプロジェクトの意義や役割は今後も重要である。
- その上で、ホームプロジェクトの実施方法や実施形態は各学校において様々であることから、「ホームプロジェクト」ということのみをもって、その一部を授業時間に充てることとするのではなく、教育課程との関連を図りながらその一環として行われるホームプロジェクトに限って、授業時間数に充てることとはどうか。
- また、年間指導計画等に基づき教育課程の一環として行われる場合、実習にある程度のまとりの時間を確保する必要があるのであれば、今次改訂の議論における単位制の柔軟化の中で、多様な活動を学校設定科目等として細やかに単位認定をする方向も示されていることから、充てることのできる授業時間数の規定は削除してはどうか。
- なお、教育課程外の活動として行われるホームプロジェクトについて単位認定しようとする場合、学校外の学修の単位認定の制度を活用して実施することが考えられるほか、仮に教育課程に組み入れようとする場合には、上記と同様、今次の改訂の議論における単位制の柔軟化の中で、多様な活動を学校設定科目等として細やかに単位認定する方向も示されており、こうした仕組みを活用して単位として認めていくことが考えられる。

💡 (産業教育WG) 資質・能力の構造化等に関連する検討のポイント

1. 目標・内容の構造化等のポイントについて

- 市場環境が絶えず急激に変化する時代にあって、職業人として多様な課題に対応できる探究的・実践的な力を育成するための学びの積み重ねをできるようにしていくため、「指導項目」ベースで示されている現行学習指導要領を抜本的に見直し、「何ができるようになるか」の視点から資質・能力ベースに改める方向で検討
- 工業、農業といった各専門教科について、学びの深まりを意識した教育課程の編成が可能となるよう、各科目の整理（学ぶ内容の統合や精選、移管）を行いつつ、教科の各領域・分野における学びの体系を整理する方向で検討
- 全ての教科において、AIやデータサイエンスに関する内容、経営管理やビジネスに関する内容を充実しつつ、探究的・実践的な学びの深まりを充実させる観点から、従来「課題研究」に設けていた履修学年の規定を削除。その際、探究的な学びは自己の在り方生き方に関わる課題を自ら発見し、解決していくことが重要であることに鑑み、課題研究の導入段階で実社会・実生活に関わる課題を探究する活動を取り入れる方向で検討
- 産業界等との連携・協働が深まっていくことで、専門教科・科目における理論と実践を往還させた学びが一層可能となり、このことが専門教科の深い学びにつながることを整理。また、産業教育に共通する資質・能力を、各教科における原則履修科目に共通的に位置づけることを検討。

2. その他の重要論点について

- 総合的な探究の時間を「課題研究」で代替する場合、「課題研究」を専門高校におけるカリキュラム・マネジメントの中核の科目とすることを明示し、その際、共通教科も含めた各教科等で身に付けた資質・能力を活かしながら活動に取り組むこととして整理
- 総則に示す「専門教科・科目による必履修科目の代替」について、安易な代替を防ぐ観点から、同解説において配慮事項をさらに具体的に示すとともに、現在、解説に示している「情報Ⅰ」の代替に関する例示の記述を見直す方向で検討。